

その他条件等

1. 対象外事業者

- ①法人税法別表第1に規定する公共法人
- ②政治団体
- ③宗教上の組織若しくは団体
- ④令和2年1月以降に起業したもの
- ⑤申請時点で相良村在住期間が3カ月未満のもの
- ⑥①～⑤までのほか、本支援金の趣旨に適當でないといふ村長が判断するもの。

2. 中小企業・小規模事業者の定義については、中小企業庁HPで確認ください。

3. 複数事業を営むものも申請は1件。

4. 村外に住所があり、相良村で農地を所有又は借り受け耕作するものは対象外です。ただし村内の法人は可。

5. 当補助金は収入として確定申告の対象となります。

6. 売上証明について、商工業者は相良村商工会で証明書を、農林水産業者は、各納入先からの証明書が必要になります。